

△業界情報▽

太平洋クラブの再生計画案、否決され3日再生手続廃止
人数で4割に届かず、会社が続行期日を申立も否決に
3日に会社も更生手続申立、更生法に基づく保全命令
保全管理人に永沢徹弁護士、アンケート実施等を表明

㈱太平洋クラブ(井桁文雄代表取締役、東京都港区)の
民事再生計画案の賛否を問う債権者集会が10月3日午前
10時から東京地裁で開かれ開票の結果、再生法の可決要
件に達せず否決され、同日再生手続廃止となった。

㈱太平洋クラブの決議結果は、議決権額では賛成57・
93%、反対42・07%で過半数に達したが、人数(頭数)で
は出席債権者数1万500人のうち賛成3634人で賛成率
は34・61%にとどまり、人数と額が共に過半数の賛成とい
う再生法の可決要件を満たさなかった。会社側は弁済率の
7%から10%への引上げ等の変更での続会を希望したが、
同地裁は債権者から意見を聴取し「人数での反対が多く可能
性なし」と判断、再生手続廃止を決定した。

この決定により、他の㈱太平洋ゴルフサービス、㈱太平
洋アリエス、太平洋ヒルクレスト㈱、太平洋ティ・ケー・
エス㈱、太平洋トリアス㈱は「再生計画不認可」が決定、
太平洋ゴルフスクエア㈱のみ再生計画認可決定となった。

これを受け、太平洋クラブ及び子会社7社とスポンサー

契約を結んでいた㈱アコーディア・ゴルフでは同日、再生
手続廃止決定により同契約が終了したと発表した。

また㈱太平洋クラブに対しては、9月28日に会員有志
が会社更生手続きの適用を東京地裁に申し立てているが、
10月3日に㈱太平洋クラブの会社側も再生手続廃止等の
決定を受けた計6社の更生手続開始を東京地裁に申し立
て、同日付けで保全管理命令を受けたと発表した。

保全管理人には永沢徹弁護士(永沢総合法律事務所、東
京都中央区、TEL3273・1800)が選任された。同弁
護士はM&Aや企業再生が専門で、サンデープロジェクト
などテレビにも出演しており、エステデミロードの破産
管財人、ゴルフ場企業では㈱北浦ゴルフ倶楽部・ノースシ
ョACC(株)の監督委員や破産管財人を経験している。

同弁護士は保全管理人就任に際して、会員のプレー権の
保護を図りつつ事業を再建するための方策を検討していく
にあたって、アンケートの実施やメールアドレス開設等で
会員の意見を伺いながら進めていくとともに、スポンサー
を募ることになった場合には改めて公正なスポンサー選定
手続きを実施したいとの表明を太平洋クラブのHPに載せ
た。また、再生手続中に発生した売掛金等や、今後発生す
る売掛金等も支払いが可能で、支払いに関しては従前どお
りの条件(月末締め・翌月末払い)・方法と案内した。